

# 領置物件の還付について

公示第31号

領置物件について、関税法第134条第2項の規定により公告する。  
なお、公告の日から6月を経過しても返還の請求がないときは、同法第134条第3項の規定により当該物件は国庫に帰属する。

令和5年12月12日

中部空港税関支署長 坂田 誠

整理 番号	品 名	数 量	領 置		所 持 者		備 考
			年 月 日	場 所	住 所	氏 名	
1	健康機能食品 紅参濃縮液240g	1本	R5.11.1	中部空港 税関支署	不 詳	不詳	
	ビニール袋	1枚					
	KOR/SHINDOOと記載のあるもの レシート	1枚					
	紙袋 仁川空港免税袋	1枚					
2	外国製加熱式タバコ Davidoff BLUE 紙袋 「everrich Dutyfree」と記載のあるもの	200本  1枚	R5.11.15	中部空港 税関支署	不 詳	不詳	

当該物件にお心当たりのある方は、中部空港税関支署 総括第1部門 電話0569-38-7610 までご連絡下さい。